

全国老施協発第 330 号  
令和 2 年 6 月 5 日

都道府県・指定都市老人福祉施設協議会  
デイサービスセンター協議会  
会 長 各 位

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
会 長 平 石 朗  
(公印省略)

## 「いわゆる『新しい生活様式』に関する留意点について(改訂その1)」に係る留意事項について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

去る令和 2 年 5 月 29 日に全国老施協発第 276 号「いわゆる『新しい生活様式』に関する留意点について(改訂その 1)」(以下「5 月 29 日通知」という。)を発出したところですが、その内容のうちの面会の考え方に関して、一部報道機関の記事において、誤解を招きかねない点がみられたことから、貴職におかれましては改めて 5 月 29 日通知の趣旨をご理解賜りたく、下記によってお示しする次第です。

### 記

#### 1. 前提となる厚生労働省の通知の趣旨

面会の考え方の前提として、厚生労働省老健局が示している介護保険最新情報 vol.808 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その 2)」においては、「面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。」とされております。

このことについては、これまで一般的に「原則禁止」と単純化されて認識されてきているところですが、明確に「断る」とされているのは面会者の発熱がある場合であって、感染防護策を講じたうえで面会を行うことまで遍く全て断るよう促されているものではないことに留意が必要です。

#### 2. 5 月 29 日通知の趣旨

##### (1) 面会の基本的な考え方に係る留意事項

5 月 29 日通知は、緊急事態宣言が解除された以降、国民生活について新しい生活様式へ移行していくよう段階的に緩和していくことが求められている中で、各施設における面会についての考え方の一つの目安を示したものですが、その判断は各地域の「感染のリスクを見極めながら対応する」ことが大前提であるとしているところです。このため、地域において感染リスクがあると判断される場合においては、そのリスクに応じて面会に

係るこれまでの制限を引き続き維持するという判断が否定されているものではありません。

## (2) 特定警戒都道府県であった13都道府県内の施設に係る留意事項

特定警戒都道府県であった13都道府県内の施設における面会の考え方については、一部報道機関の記事によれば「順次面会対象を広げること勧めている」とされておりますが、看取り期以外の面会の如何を判断するのは、少なくとも「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月25日)が示す3週間ごとの3段階のうち、第2段階または第3段階が始まるまでは、入居者の安心・安全を確保する観点からは困難であり、それ以降もその段階前後の感染症の拡大状況や国の専門家会議等の動向を踏まえ、検討する必要があることをお示ししているものです。

こうした取扱いは、面会の「制限」の一環として考えられるものであり、厚生労働省が示している介護保険最新情報 vol.808 における面会の「制限」の範疇を超えて、感染防護策をとることもなく一律に面会を解禁することを推奨しているものではありません。

## (3) それ以外の34県内の施設に係る留意事項の考え方

それ以外の34県内については、実際、同一県内であっても、感染がほとんど発生していない地域においては、いち早く面会の解禁をすべきとの意見も強い一方で、感染リスクを無視できないと判断して現時点では面会の解禁をすべきではないという意見の強い地域もあるところであり、まさに5月29日通知の趣旨のとおり、各地域の感染のリスクを見極めながら対応することが肝要であると考えられます。

また、面会を実施する場合の対応として認める場合の考えられる条件については、一部報道機関の記事では、「面会者が検温などの条件を満たせば面会が可能」とされておりますが、記述が単純化されすぎているため面会者の検温をしさえすればよいとの誤解を招きかねない面があると考えられます。5月29日通知の趣旨は、面会をするのであれば、面会者の条件や面会の方法を含め、感染防止のための多くの条件をクリアすることが前提となることについて考え方を示しているところであり、面会者の検温を行うことのみを以て判断することのないようお願いいたします。

以上

### (問い合わせ先)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7 階  
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
新型コロナ対策チーム (北村・忽那 (くつな)・下本)  
TEL : 03-5211-7700 fax : 03-5211-7705  
MAIL : [js.covid-19@roushikyo.or.jp](mailto:js.covid-19@roushikyo.or.jp)